

常勤役員報酬規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会（以下「協会」という。）の定款第26条の規定に基づき、定款第20条に基づく役員のうち、常勤している役員（以下「役員」という。）に対する報酬の支給について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員報酬は、社員総会において決議された役員報酬等の総額と基準に従い、理事会で決定する。役員報酬は本俸年額とし、専務理事にあつては1,020万円以上1,800万円以内とし、常務理事にあつては850万円以上1,500万円以内とする。

(通勤手当)

第3条 通勤手当は、給与規程第5条に規定する通勤手当に準じて支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 役員報酬は、本俸年額を12で除して得られる額を、毎月25日に支給する。ただし、その日が休日であるときはその前日に繰り上げて支給する。

2 報酬は法令により控除すべき額を控除し、その残額を支給する。

(日割計算)

第5条 次の各号の場合は、勤務1日当りの報酬を日割計算によって支給する。

(1) 月の16日以外の日に任命された場合又は月の15日以外の日に退職した場合

(2) 月の16日以外の日に受けるべき本俸月額に変更があった場合

2 前項に規定する勤務1日当りの報酬額は、本俸月額を当該月における所定労働日数で除した額とする。

3 死亡した役員に対する報酬については、その遺族に死亡当該月分までを支給するものとする。

(端数の処理)

第6条 第5条の規定による給与計算において、当該額に50銭未満の端数を生じたときには、これを切り捨て、50銭以上の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(慶弔見舞金)

第7条 役員に対する慶弔見舞金の支給は、慶弔見舞金規程を準用する。

(改廃等)

第8条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な文言等の修正については、この限りではない。

〈附則〉

この規程は、平成22年10月1日からこれを施行する。